

健診後に保健指導を行いましょう！

事業主のみなさまへ

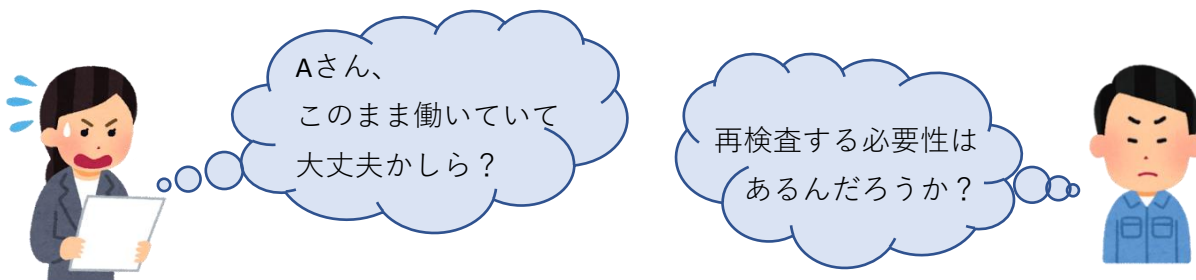
健康診断の結果を実施し、結果を配布して終わりになっていませんか？

「事業所は、**労働者の自主的な健康管理を促進するため**労働安全衛生法第66条の7第1項の規定に基づき、一般健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対して、**医師または保健師による保健指導を受けさせるように努めなければならない**」

※厚生労働省「健診結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」2017.4.14改正より一部抜粋

国の方針としても健康診断後を重要視しています。

当院では健診後のフォローといたしまして、保健師が事業所を訪問し、健診結果説明を実施しております。ぜひ、保健指導を活用ください！！



保健指導のメリット

- ・従業員が自分の健康状態を理解し、生活習慣を見直す必要性や改善のポイントが分かる。
自分の健康を守るための行動をおこすきっかけとなる！
- ・精密検査が必要と指示された方に危険性と必要性を説明し医療機関受診につなげます。
早期発見・早期治療により病気の重症化を予防します。
- ・人事労務担当者が健康管理する上での疑問・困っていることについても支援します。



再検査をして
安心して働きましょう！

健診結果の送付後に訪問致します。

- ・2時間で10名程度の個別相談
 - ・2時間 22,000円（税込・交通費別途）
- 日時・会場はご相談の上決定いたします。



お申し込み・お問い合わせ

上尾中央総合病院

巡回健診課 048-776-2637

渉外担当（ ）